

承認	作成	法的及びその他の要求事項一覧表	作成日
環境管理責任者	環境モデル都市推進課長		平成28年8月3日 (更新)

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処置	事業系廃棄物及び産業廃棄物の排出	契約関係書類の保管(5年間)、産業廃棄物管理表(マニフェスト)の交付と写し保管(5年間)及び県知事への産廃管理票交付状況報告(毎年6/30まで)	総務文書課 上村自治振興センター 南信濃自治振興センター 今宮福祉企業センター 上久堅福祉企業センター 鼎福祉企業センター 上郷福祉企業センター 上村福祉企業センター(中郷分場含む) 南信濃福祉企業センター 福祉会館 南信濃福祉研修センター 南信濃障害者等活動支援センター 特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘 動物園 子供の森公園 妙琴浄水場 松尾浄化管理センター、川路浄化センター、竜丘浄化センター、和田浄化センター ほつ湯アップル、上村診療所 飯田市公民館、橋北公民館、橋南公民館、羽場公民館、丸山公民館、東野公民館、鼎公民館、勤労青少年ホーム 介護老人保健施設
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処置	産業廃棄物の保管	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管(分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止措置)	総務文書課 座光寺、松尾、下久堅、上久堅、千代、龍江、竜丘、川路、三穂、伊賀良、山本、鼎、上郷、上村自治振興センター・公民館 南信濃基幹集落センター 今宮福祉企業センター 上久堅福祉企業センター 鼎福祉企業センター 上郷福祉企業センター 上村福祉企業センター(中郷分場含む) 南信濃福祉企業センター 福祉会館 南信濃福祉研修センター 南信濃障害者等活動支援センター 特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘、かなデイ、上郷デイ、いいざデイ、北部デイ、竜東デイ、かわじデイ、西部デイ、中部デイ、上村デイ、千代デイ、南信濃デイ、山本、南信濃老人福祉センター 野底山森林公園、飯田市木工センターとちの木 動物園

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
				子供の森公園 妙琴浄水場 松尾浄化管理センター、川路浄化センター、竜丘浄化センター、和田浄化センター ほっ湯アップル、上村診療所 保健休養施設(沢城湖) 考古資料館、旧小笠原家書院小笠原資料館、総合運動場、県営飯田野球場、飯田運動公園プール、鼎体育館、上郷体育館、南信濃海洋センター、武道館、市営弓道場、県営飯田弓道場、上郷柔剣道場、風越山麓研修センター 飯田市公民館、橋北公民館、橋南公民館、羽場公民館、丸山公民館、東野公民館、鼎公民館、勤労青少年ホーム 文化会館、人形劇場、川本、竹田人形館 農業委員会事務局 介護老人保健施設
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処置	産業廃棄物の保管	産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)	総務文書課 座光寺、松尾、下久堅、上久堅、千代、龍江、竜丘、川路、三穂、伊賀良、山本、鼎、上郷、上村自治振興センター・公民館 南信濃基幹集落センター 今宮福祉企業センター 上久堅福祉企業センター 鼎福祉企業センター 上郷福祉企業センター 上村福祉企業センター(中郷分場含む) 南信濃福祉企業センター 福祉会館 南信濃福祉研修センター 南信濃障害者等活動支援センター 特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘、かなえデイ、上郷デイ、いりばデイ、北部デイ、竜東デイ、かわじデイ、西部デイ、中部デイ、上村デイ、千代デイ、南信濃デイ、山本、南信濃老人福祉センター 野底山森林公园、飯田市木工センターとちの木動物園 子供の森公園 妙琴浄水場 ほっ湯アップル、上村診療所 松尾浄化管理センター、川路浄化センター、竜丘浄化センター、和田浄化センター 保健休養施設(沢城湖)

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
				考古資料館、旧小笠原家書院小笠原資料館、総合運動場、県営飯田野球場、飯田運動公園ブル、鼎体育館、上郷体育館、南信濃海洋センター、武道館、市営弓道場、県営飯田弓道場、上郷柔剣道場、風越山麓研修センター 飯田市公民館、橋北公民館、橋南公民館、羽場公民館、丸山公民館、東野公民館、鼎公民館、勤労青少年ホーム 文化会館、人形劇場、川本、竹田人形館 美術博物館、考古博物館、上村まつり伝承館、遠山郷土館 農業委員会事務局 介護老人保健施設
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処置	特別管理産業廃棄物の適正管理	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任	総務文書課 特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘 介護老人保健施設 新庁舎地下倉庫(保健課)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処置	特別管理産業廃棄物の保管	特別産業廃棄物保管場所の設置(分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭防止措置)	総務文書課 介護老人保健施設 特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処置	特別管理産業廃棄物の保管	特別産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)	総務文書課 介護老人保健施設 特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第一種特定製品からのフロン漏出防止のための適正な管理・廃棄	業務用冷凍空調機器(エアコン・冷凍・冷蔵機器の適正管理と点検等の実施	①簡易点検(四半期1回以上) ②定期点検(専門業者) 定格出力7.5kW以上 ・エアコン(1回/3年) ・冷凍・冷蔵機器 (1回/1年) ③漏えい時の修理 ④点検・修理・充填・回収の履歴記録と記録保存	総務文書課 座光寺、松尾、下久堅、上久堅、竜丘、川路、三穂、山本、伊賀良、鼎、上郷、上村、南信濃自治振興センター・公民館 最終処分場(受付棟) 旧飯田測候所 今宮福祉企業センター 上久堅福祉企業センター 鼎福祉企業センター 上郷福祉企業センター 南信濃福祉企業センター 特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘、かなえデイ、上郷デイ、いいだディ、北部ディ、竜東ディ、かわじディ、西部ディ、中部ディ、上村ディ、千代ディ、南信濃ディ、南信濃高齢者共同住宅 天龍峡活性化センター(あざれあ) 動物園 松尾浄化管理センター、川路浄化センター、竜丘浄化センター 新庁舎地下倉庫(保健課)、飯田市地域交流センター 飯田市斎苑 ほつ湯アップル 桐林労働者福祉センター

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
				旧小笠原家書院小笠原資料館、アクアパークIIDA、天竜峡テニスコート 飯田市公民館、橋北公民館、橋南公民館、羽場公民館、丸山公民館、東野公民館、鼎公民館、勤労青少年ホーム 文化会館(楽屋系統)
				各調理場、矢高調理場(学校教育課) 中央図書館、上郷図書館
				介護老人保健施設
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第一種特定製品からのフロン漏出防止のための適正な管理・廃棄	廃棄時におけるフロン類の行程管理のための書類の交付・保存	①「回収依頼書」又は「委託確認書」と「再委託承諾書(引き渡しを再委託する場合のみ)」の交付 ②上記書類の写し・引取証明書(引き渡しを委託・再委託する場合は写し)の保存(3年間)	総務文書課 座光寺、松尾、下久堅、上久堅、川路、三穂、伊賀良、上郷、上村、「南信濃自治振興センター・公民館 上村コミュニティセンター 旧飯田測候所 今宮福祉企業センター 上久堅福祉企業センター 鼎福祉企業センター 上郷福祉企業センター 南信濃福祉企業センター 特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘、かなえデイ、上郷デイ、いいだデイ、北部デイ、竜東デイ、かわじデイ、西部デイ、中部デイ、上村デイ、千代デイ、南信濃デイ、南信濃高齢者共同住宅 天竜峡活性化センター(あざれあ) 松尾浄化管理センター、川路浄化センター、竜丘浄化センター 新庁舎地下倉庫(保健課)、飯田市地域交流センター ほつ湯アップル 桐林勤労者福祉センター 保健休養施設(沢城湖) 旧小笠原家書院小笠原資料館、アクアパークIIDA、天竜峡テニスコート 飯田市公民館、橋北公民館、橋南公民館、羽場公民館、丸山公民館、東野公民館、鼎公民館、勤労青少年ホーム 中央図書館、鼎図書館、上郷図書館、伊賀良学習交流センター 介護老人保健施設
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第一種特定製品からの前年度のフロン類算定漏えい量が相当程度多い場合は、事業所所管大臣に報告すること。	飯田市役所(教育委員会を含む。)が管理する第1種特定製品の前年度におけるフロン類漏えい総量の算定	前年度におけるフロン類算定漏えい量が1,000t-CO ₂ 以上の場合、その量を7月末までに報告	環境モデル都市推進課
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の使用と廃棄	廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管(1年)	総務文書課 納税課 男女共同参画課 市民課 旧飯田測候所 介護老人保健施設

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
				座光寺、松尾、下久堅、上久堅、千代、龍江、竜丘、川路、三穂、山本、伊賀良、鼎、上郷、上村、南信濃自治振興センター・公民館 今宮福祉企業センター 上久堅福祉企業センター 鼎福祉企業センター 上郷福祉企業センター 上村福祉企業センター(中郷分場含む) 南信濃福祉企業センター 福祉会館 南信濃福祉研修センター 南信濃障害者等活動支援センター 北方寮 特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘、かなえデイ、上郷デイ、いはざデイ、北部デイ、竜東デイ、かわじデイ、西部デイ、中部デイ、上村デイ、千代デイ、南信濃デイ、南信濃高齢者共同住宅、山本、南信濃老人福祉センター 新庁舎地下倉庫(保健課)、飯田市地域交流センター、ほっ湯アップル、上村診療所 桐林勤労者福祉センター、産業振興課事務局 天龍峡活性化センター(あざれあ) 野底山森林公園 飯田市木工センターとちの木 商業・市街地活性課 工業課 土木課 動物園 子供の森公園 経営管理課 妙琴浄水場、砂払浄水場、野底浄水場 下水道課 松尾浄化管理センター 秘書課・広報情報課 危機管理室 会計課 保健休養施設(沢城湖) 歴史研究所 飯田市公民館、橋北公民館、橋南公民館、羽場公民館、丸山公民館、東野公民館、鼎公民館、勤労青少年ホーム 文化会館、人形劇場、川本、竹田人形館 中央図書館、鼎図書館、上郷図書館、伊賀良学習交流センター 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
	特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する適正な処理による廃棄物の減量及び再生資源の有効利用	家庭用電化製品廃棄時の適正な処理	電気冷蔵庫の廃棄時の適正な処理	会計課
消防法	火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産の保護	施設管理	防火管理者の選任	総務文書課 座光寺、松尾、下久堅、上久堅、千代、龍江、竜丘、川路、三穂、山本、伊賀良、鼎、上郷、上村、南信濃自治振興センター・公民館 上村コミュニティセンター 飯田市斎苑 旧飯田測候所 今宮福祉企業センター 上久堅福祉企業センター 鼎福祉企業センター 上郷福祉企業センター 上村福祉企業センター(中郷分場含む) 南信濃福祉企業センター 福祉会館 南信濃福祉研修センター 南信濃障害者等活動支援センター 特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘、かなえデイ、上郷デイ、いいだデイ、北部デイ、竜東デイ、かわじデイ、西部デイ、中部デイ、上村デイ、千代デイ、南信濃デイ、南信濃高齢者共同住宅、山本、南信濃老人福祉センター 天龍峡活性化センター(あれあ) 上村農産物加工所 野底山森林公園 しらびそ高原施設 はんぱ亭 上村簡易宿泊施設高原ロッジ下栗 若者センター 村の茶屋 大島河原河川公園 大平公園 南信濃簡易宿泊施設いろりの宿 島畠 かぐらの湯 梨元 ていしやば 農産物直売施設特產品販売所 子供の森公園 松尾浄化管理センター 飯田市地域交流センター、ほっ湯アップル 桐林勤労者福祉センター 保健休養施設(沢城湖) 山本都市農村交流促進施設(杵原学校) 各小中学校(学校教育課)

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
				<p>飯田市考古資料館、旧座光寺麻績学校校舎、上郷歴史民俗資料館、旧小笠原家書院小笠原資料館、総合運動場、桐林屋根付多目的グラウンド、県営飯田野球場、飯田運動公園プール、鼎体育館、切石体育館、上郷体育館、山田体育館、南信濃海洋センター、武道館、市営弓道場、県営飯田弓道場、竜丘柔道場、上郷柔剣道場、八重河内屋内ゲートボール場、風越山麓研修センター</p> <p>飯田市公民館、橋北公民館、橋南公民館、羽場公民館、丸山公民館、東野公民館、鼎公民館、青少年ホーム</p> <p>文化会館、川本美術館、竹田人形館、黒田人形館、今田人形館</p> <p>中央図書館、鼎図書館、上郷図書館</p> <p>美術博物館、考古博物館、上村まつり伝承館、遠山郷土館</p> <p>介護老人保健施設</p>
消防法	火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産の保護	施設管理	消防用設備の点検(1回／年) 及び結果報告	<p>総務文書課</p> <p>座光寺、松尾、下久堅、上久堅、千代、龍江、竜丘、川路、三穂、山本、伊賀良、鼎、上郷、上村、南信濃自治振興センター・公民館</p> <p>上村コミュニティセンター</p> <p>飯田市斎苑</p> <p>最終処分場(受付棟・水処理棟)</p> <p>旧飯田測候所</p> <p>今宮福祉企業センター</p> <p>上久堅福祉企業センター</p> <p>鼎福祉企業センター</p> <p>上郷福祉企業センター</p> <p>上村福祉企業センター (中郷分場含む)</p> <p>南信濃福祉企業センター</p> <p>福祉会館</p> <p>南信濃福祉研修センター</p> <p>南信濃障害者等活動支援センター</p> <p>北方寮</p> <p>特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘、かなえデイ、上郷デイ、いいだデイ、北部デイ、竜東デイ、かわじデイ、西部デイ、中部デイ、上村デイ、千代デイ、南信濃デイ、南信濃高齢者共同住宅、山本、南信濃老人福祉センター</p> <p>ほつ湯アップル</p> <p>天龍峡活性化センター(あざれあ)</p> <p>上村農産物加工所</p> <p>野底山森林公園、飯田市木工センターとちの木</p> <p>しらびそ高原施設</p>

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
				はんば亭 上村簡易宿泊施設高原 ロッジ下栗 若者センター 村の茶屋 大島河原河川公園 大平公園 農産物直売施設特產品販売所 南信濃簡易宿泊施設いろりの宿 島畠 かぐらの湯 梨元 ていしやば 子供の森公園 妙琴浄水場、砂払浄水場、野底浄水場 松尾浄化管理センター 中央駐車場、本町駐車場(危機管理室) 保健休養施設(沢城湖) 山本都市農村交流促進施設(杵原学校) 桐林労働者福祉センター 各小中学校(学校教育課) 飯田市考古資料館、旧座光寺麻績学校校舎、上郷歴史民俗資料館、旧小笠原家書院小笠原資料館、総合運動場、桐林屋根付多目的グラウンド、県営飯田野球場、飯田運動公園プール、鼎体育館、切石体育館、上郷体育館、山田体育館、南信濃海洋センター、武道館、市営弓道場、県営飯田弓道場、竜丘柔道場、上郷柔剣道場、風越山麓研修センター 飯田市公民館、橋北公民館、橋南公民館、羽場公民館、丸山公民館、東野公民館、鼎公民館、青少年ホーム 文化会館、人形劇場、川本、竹田人形館 中央図書館、上郷図書館 美術博物館、考古博物館 介護老人保健施設
消防法	火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産の保護	施設管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施 1回／年又は2回／年	総務文書課 座光寺、松尾、下久堅、上久堅、千代、龍江、竜丘、川路、三穂、山本、伊賀良、鼎、上郷、上村、南信濃自治振興センター・公民館 上村コミュニティセンター 飯田市斎苑 旧飯田測候所 今宮福祉企業センター 上久堅福祉企業センター 鼎福祉企業センター 上郷福祉企業センター 上村福祉企業センター(中郷分場含む) 南信濃福祉企業センター 福祉会館 南信濃福祉研修センター

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
				<p>南信濃障害者等活動支援センター</p> <p>特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘、かなえデイ、上郷デイ、いはだデイ、北部デイ、竜東デイ、かわじデイ、西部デイ、中部デイ、上村デイ、千代デイ、南信濃デイ</p> <p>飯田市地域交流センター</p> <p>天龍峡活性化センター(あざれあ)</p> <p>上村農産物加工所</p> <p>しらびそ高原施設</p> <p>はんば亭</p> <p>上村簡易宿泊施設高原ロッジ下栗</p> <p>若者センター</p> <p>村の茶屋</p> <p>大島河原河川公園</p> <p>大平公園</p> <p>農産物直売施設特產品販売所</p> <p>南信濃簡易宿泊施設いろりの宿 島畑</p> <p>かぐらの湯</p> <p>梨元 ていしゃば</p> <p>野底山森林公園</p> <p>子供の森公園</p> <p>松尾浄化管理センター</p> <p>桐林勤労者福祉センター</p> <p>保健休養施設(沢城湖)</p> <p>山本都市農村交流促進施設(杵原学校)</p> <p>各小中学校(学校教育課)</p> <p>飯田市考古資料館、旧座光寺麻績学校校舎、上郷歴史民俗資料館、旧小笠原家書院小笠原資料館、総合運動場、桐林屋根付多目的グラウンド、県営飯田野球場、飯田運動公園プール、鼎体育館、切石体育館、上郷体育館、山田体育館、南信濃海洋センター、武道館、市営弓道場、県営飯田弓道場、竜丘柔道場、上郷柔剣道場、風越山麓研修センター</p> <p>飯田市公民館、橋北公民館、橋南公民館、羽場公民館、丸山公民館、東野公民館、鼎公民館、青少年ホーム</p> <p>文化会館、人形劇場、川本、竹田人形館</p> <p>中央図書館、上郷図書館</p> <p>美術博物館、考古博物館</p> <p>介護老人保健施設</p>
消防法	火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産の保護	施設管理	地下タンクの加圧点検1回／3年(15年経過後は1回／年)	<p>総務文書課</p> <p>飯田市斎苑</p> <p>特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘、かなえデイ、南信濃デイ</p> <p>松尾浄化管理センター</p> <p>桐林勤労者福祉センター</p> <p>しらびそ高原施設</p>

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
				はんば亭 かぐらの湯 各小中学校(学校教育課) 飯田市公民館、鼎公民館 考古博物館
南信州広域連合火災予防条例	危険物の基準に従った貯蔵及び取り扱い	危険物の保管施設	灯油タンク等の管理(貯蔵、取り扱い、届出、自主点検の実施)	総務文書課 座光寺、松尾、下久堅、上久堅、龍江、川路、三穂、山本、伊賀良、鼎、上郷、上村自治振興センター・公民館 上村コミュニティセンター 飯田市斎苑 今宮福祉企業センター 上久堅福祉企業センター 鼎福祉企業センター 上郷福祉企業センター 上村福祉企業センター(中郷分場含む) 南信濃福祉企業センター 福祉会館 南信濃福祉研修センター 南信濃障害者等活動支援センター 北方寮 特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘、上郷デイ、いひだデイ、北部デイ、竜東デイ、かわじデイ、西部デイ、中部デイ、上村デイ、千代デイ、南信濃高齢者協働住宅、山本、南信濃老人福祉センター 妙琴浄水場 松尾浄化管理センター ほつ湯アップル 桐林勤労者福祉センター 保健休養施設(沢城湖) しらびそ高原施設 はんば亭 上村簡易宿泊施設高原ロッジ下栗 大島河原河川公園 大平公園 南信濃簡易宿泊施設いろりの宿島畠 かぐらの湯 南信濃野外体験学習施設(天仁の杜) 梨元ていしゃば 各小中学校(学校教育課) 飯田市考古資料館、飯田市総合運動場、南信濃海洋センター、飯田市風越山麓研修センター 飯田市公民館、鼎公民館 飯田文化会館 美術博物館
浄化槽法(第10、11条)	排水の適正管理	浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理	保守点検及び清掃(1回／年)、指定検査機関による水質検査の実施(1回／年)	三穂公民館 上村自治振興センター 飯田市斎苑 上久堅福祉企業センター 最終処分場 北部デイ、竜東デイ、西部デイ、中部デイ、上村デイ 上村農産物加工所

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
				野底山森林公園 妙琴浄水場、野底浄水場 農業集落排水処理場(松尾浄化管理センター) 桐林労働者福祉センター 観光用公衆トイレ 保健休養施設(沢城湖) しらびそ高原施設 はんぱ亭 上村簡易宿泊施設高原ロッジ下栗 若者センター 村の茶屋 大島河原河川公園 大平公園 農産物直売施設特産品販売所 南信濃簡易宿泊施設いろりの宿 島畑 かぐらの湯 便ヶ島森林公園施設 梨元 ていしゃば 南信濃野外体験学習施設(天仁の杜) 各小中学校(学校教育課) 三穂公民館 旧小笠原家書院小笠原資料館、県営飯田野球場、 県営弓道場、飯田運動公園プール
飯田市環境保全条例施行規則(第13条)	揮発油等の適正処理	油水分離槽の設置	上郷黒田・飯沼・別府の区域内における面積100m2以上の駐車施設への油水分離槽の設置	上郷自治振興センター 考古博物館 介護老人保健施設
使用済自動車の再資源化等に関する法律(第8条、73条)	自動車廃棄時の適正処理	リサイクル料金の支払い 引取業者への引き渡し	リサイクル券の保管(自動車所有時) 引取証明書の保管(自動車廃棄時)(1年)	総務文書課 納税課 座光寺、松尾、下久堅、上久堅、千代、龍江、竜丘、川路、三穂、伊賀良、鼎、上郷、上村、南信濃自治振興センター・公民館 環境課 環境モデル都市推進課 福祉課 今宮福祉企業センター 上久堅福祉企業センター 鼎福祉企業センター 上郷福祉企業センター 上村福祉企業センター 南信濃福祉企業センター 北方寮 こども家庭応援センター 特養飯田荘、特養第二飯田荘、特養遠山荘、かなえデイ、上郷デイ、いはざデイ、北部デイ、竜東デイ、かわじデイ、西部デイ、中部デイ、上村デイ、南信濃デイ、千代デイ 保健課(リンゴ庁舎)、上村診療所 林務課 工業課 かぐらの湯 土木課 動物園 子供の森公園

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
				経営管理課 下水道課 松尾浄化管理センター 秘書課・広報情報課 危機管理室 生涯学習・スポーツ課 県営飯田野球場・上郷体育館・南信濃海洋センター・風越山麓研修センター・今宮野球場・天龍峡テニスコート 歴史研究所 飯田市公民館 文化会館 中央図書館 学校教育課 農業委員会事務局 介護老人保健施設 自動車廃棄時 廃棄時の適正な処置
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	感染性廃棄物適正処置	感染性廃棄物適正管理	予防接種事業により発生した感染性廃棄物(注射針・ボリ製注射器・ワクチン瓶・綿花・スポイド・舌圧紙)の管理	新庁舎地下倉庫(保健課)、上村診療所
	廃棄物の適正処置	特別管理産業廃棄物の適正管理 事業系廃棄物及び産業廃棄物の排出	特別管理産業廃棄物保管場所の表示 特別管理産業廃棄物の管理票(マニフェスト)の管理状況	新庁舎地下倉庫(保健課)、上村診療所 新庁舎地下倉庫(保健課)、上村診療所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第8条)	マニフェストの保管	廃棄物処理の委託	5年間	最終処分場
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第8条の3第2項)	廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表	インターネットへの掲載	①埋立物の種類と数量②擁壁③遮水工④水質検査結果⑤結果措置⑥調整池⑦浸出水処理施設⑧残容量の精査と情報の更新	最終処分場
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第21条)	技術管理者	技術上の業務及び職員の監督	有資格者の配属	最終処分場
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(基準省令)	排水基準	浸出水、放流水の分析	排水基準値以内PH、BOD、COD、SS、PCB、金属類、ダイオキシンほか	最終処分場(イタチガ沢最終処分場含む)
消防法	火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産の保全	自動火災報知機点検	1回／年	飯田市公民館、鼎公民館 文化会館(人形劇場)
		排煙設備点検	1回／年	飯田市公民館、鼎公民館 文化会館(人形劇場)
		非常用自家発電設備点検	1回／年	飯田市公民館、鼎公民館 文化会館
		エレベーター保守点検	1回／年	飯田市公民館、鼎公民館 文化会館
		非常用放送設備点検	1回／年	飯田市公民館、鼎公民館 文化会館(人形劇場)
		非常用予備発電装置点検	1回／年	飯田市公民館、鼎公民館
		特殊建築物の管理	1回／年	飯田市公民館、鼎公民館
		特殊建築物等付属設備定期報告	1回／年	文化会館
	火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産の保護	施設管理	非常用自家発電点検(1回／年)	桐林勤労者福祉センター
	危険物取扱責任者の選任	施設管理	地下タンクの管理に関わる危険物取扱者の選任及び届出	飯田市斎苑
消防法第17条の3の3	消防用設備等の適切な維持管理	施設管理	無停電電源装置の法定点検(目視点検・試運転点検・消防署への報告1回／年)	美術博物館

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
浄化槽法第11条第1項、環境省関係浄化槽法施行規則第6条	定期点検	浄化槽管理士による点検	隔月点検、11条検査報告確認	最終処分場合併処理浄化槽(3基委託)
水質汚濁防止法 飯田市環境保全条例施行規則	廃食用油、洗剤等の適正処理	油水分離槽の管理	油水分離槽の定期点検(1回／年)	天龍峡温泉交流館 はんぱ亭 上村簡易宿泊施設高原ロッジ下栗 若者センター 村の茶屋
水質汚濁防止法	排水の適正管理	排水の水質管理	水質検査の実施(1回／年)	ほっ湯アップル
	公共用水域及び地下水の水質汚濁防止	放流水	測定項目により年2回、年12回、年24回(注)施設ごとに測定回数が異なる	松尾浄化管理センター、川路浄化センター、竜丘浄化センター、和田浄化センター、農業集落排水処理場
	事故の状況及び講じた処置の報告	施設管理	法第14条の2-2	飯田市斎苑
水質汚濁防止法 長野県水環境保全条例 〃 施行規則	特定施設からの排水水質の規制	排水の水質検査	水質検査の実施(1回／年) 生活関連項目、松川はA型類型河川でBOD=2mg/l以下 pH・BOD・SS・DO 大腸菌群数	妙琴浄水場
エネルギーの使用の合理化に関する法律	事業活動における温室効果ガス排出抑制の努力	・エネルギー管理統括者、企画推進員の選任 ・中長期報告書、定期報告書の提出	・エネルギー管理統括者、企画推進員を選任し国へ届出 ・毎年7月末までに国へ左記報告書の提出	総務文書課(教育委員会及び市立病院所管施設以外)
	事業所におけるエネルギーのエネルギー使用量及びエネルギー使用の合理化計画を報告すること。	飯田市役所(教育委員会を除く。)におけるエネルギー使用量の集計及びエネルギー使用の合理化計画の策定	定期報告書及び中長期計画書を毎年度7月末までに提出	環境モデル都市推進課(総務文書課)
	対象建設工事について省エネ措置の届出の提出	公共工事設計及び監督	床面積300m ² 以上の新築、増改築	地域計画課
公衆浴場法	公衆浴場の衛生管理	浴槽水の水質管理	水質検査の実施(4回／年)	ほっ湯アップル
	入浴施設の適正管理	浴槽内環境の点検	浴槽の定期検査(1回／年)	しらびそ高原施設
公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則	公衆浴場の衛生管理	浴槽水の水質検査	水質検査の実施(2回／年)	桐林勤労者福祉センター
電気事業法	電気設備の適正管理	電気設備管理	電気設備の定期点検(1回／年)	ほっ湯アップル
	電気主任技術者の選任	施設管理	電気保安業務の委託による定期点検の実施	飯田市斎苑
	電気保安管理	管理業務	1回／2月	飯田市公民館、鼎公民館 飯田文化会館(人形劇場)
	電気保安管理	電気設備の管理業務	電気工作物の点検(1回／2月)	桐林勤労者福祉センター
	電気設備の適正管理	電気設備保安管理	電気設備保安管理業務(8回／年)	しらびそ高原施設
	電気事業の運営を適正に行い、公共の安全を確保し、環境の保全を図る	需要設備の通常点検及び年次点検	需要施設の点検 電気主任技術者による通常点検(1回／月)及び年次点検(1回／年)	妙琴浄水場、米川浄水場、法山浄水場、上久堅浄水場、西部山麓ポンプ場、伊賀良低区配水池、下黒田配水池
	電気事業の運営を適正かつ合理的にならしめ、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を図ることを目的とする。	非常時稼働用自家発電装置	法4.2条保安規定に沿い、定期的に自主点検を実施し保安規定を守らなければならない ・隔月の点検 ・年一回の総点検	下水道課(上殿岡第1ポンプ場、上殿岡第2ポンプ場、毛賀ポンプ場、天竜峡ポンプ場、旧道入口ポンプ場、米川第4組合自家発ポンプ場)
電気事業法(第38条、39条、42条、43条、規則52条第2項)	自家用電気工作物の管理	保安管理業務の委託	隔月点検、年次点検年各報告確認	最終処分場
電気事業法第39条第1項	自家用電気工作物(自家用発電設備)の維持	施設管理	保安規程に準じた点検(1回／年)	美術博物館
電気事業法第42条			保安規程の作成・遵守	美術博物館
電気事業法第43条			主任技術者の選任	美術博物館

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
電気事業法施行規則	電気事業の運営を適正に行い、公共の安全を確保し、環境の保全を図る	自家用電気工作物保全に係る電気主任技術者の選任	電気主任技術者の選任	妙琴浄水場、米川浄水場、法山浄水場、上久堅浄水場、西部山麓ポンプ場、伊賀良低区配水池、下黒田配水池
電気通信事業法	電話設備の適正管理	電話設備保安管理	電話設備保守点検(3回/年)	しらびそ高原施設
食品衛生法	厨房の適正管理	食品、施設の衛生管理	衛生管理検査の実施、検便2回/年	介護老人保健施設
	食堂の適正管理	食品施設の衛生管理	衛生管理検査の実施(1回/年)	ほつ湯アップル
		食品施設の管理	食品営業許可指令書(6年に1回)	ほつ湯アップル
	・食品営業許可指令書の確認(6年に1回) ・衛生管理検査の実施(年1回)	飲食の提供	・許可指令書の確認 ・衛生管理検査の実施	保健休養施設(沢城湖)
建築基準法	建物施設、設備の適正管理	昇降機の点検 建築物の総合的な適正管理 給水暖房施設の適正管理	昇降機の定期点検(7回/年) 建築物の定期調査(1回/2年) 給水暖房設備保守点検(3回/年)	しらびそ高原施設
	建築物の敷地、構造、設備、用途の基準を順守する	建築確認申請	実施設計、工事	防火水槽、消防団詰所(危機管理室)
	適正な点検と補修	定期点検及び補修	エレベーターの適正な点検と補修	中央図書館、上郷図書館
	エレベーターの検査、報告	施設管理	定期検査(1回/年) 定期検査報告(県)	美術博物館
	昇降機の検査	昇降機の保守、検査の実施	定期検査(1回/年)の実施	特養飯田荘、特養第二飯田荘、南信濃高齢者共同住宅、山本老人福祉センター
高圧ガス保安法第35条1項	空調機の冷凍保安規則検査	施設管理	冷凍保安規則第7条等にかかる検査(1回/3年)	美術博物館
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	建設工事の適切なリサイクル処理を行う	建設工事の通知	・床面積80m ² 以上の建築物解体工事 ・床面積500m ² 以上の建築物新築工事 ・請負金額1億円以上の建築工事 ・請負金額500万円以上の土木工事	防火水槽、消防団詰所(危機管理室)
	対象建設工事の通知	整備工事設計及び監督		観光課(天龍峡活性化係 整備工事の実施)
	対象建設工事の通知	公共工事設計及び監督		対象公共事業(林務課) 地域計画課
	・リサイクルの推進 ・対象工事の通知	公共工事における産業廃棄物等の再資源化	地方事務所に「通知書」を提出	対象公共工事(土木課) 国県リニア事業課
	特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等の促進・解体対象建設工事の通知	・公共工事の環境配慮設計 ・公共工事の監督	・発注者の再資源化に要する費用の適正負担・分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化 ・県知事への届け出(請負額500万円以上の工事)	水道課(請負額500万円以上の工事) 下水道課
下水道法 飯田市下水道条例	下水道へ排出する汚水の基準の遵守	下水道へ排出する汚水の管理	温度45℃未満 pH5.0越9.0 未満 BOD600mg/l 動植物油脂類30mg/l以下	人事課(食堂)
下水道法	公共用水域の水質の保全	放流水	測定項目により下記のとおり 年 24回 毎日	松尾浄化管理センター、 川路浄化センター、竜丘 浄化センター、和田浄化 センター
	流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項ならびに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準	供用開始及び下水道処理の開始	法9条第1・2項 供用開始の広告縦覧	公共下水道(下水道課)
		設計者等の資格確認	法22条第1・2項 施設の設計、その工事の監督管理、施設の維持管理を行う者の資格の確認	公共下水道(下水道課)
政治倫理の確立のための 飯田市長の資産等の公開に関する条例及び規則	飯田市長の資産等の公開	①資産等・②所得等・③ 関連会社等報告書の作成及び保存	原則として、毎年4月30までに作成及び保存 ただし①は、任期開始の日の日から100日を経過する日までに作成しなければならない。【改 更後】: 25年度は不要】	秘書課・広報情報課

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
長野県遊泳用プール指導要綱	プールの衛生管理	プールの水質管理	水質検査の実施(6回/年)	ほつ湯アップル
			水質検査の実施(毎月) 空気検査の実施(毎月)	桐林勤労者福祉センター
遊泳用プールの衛生基準(平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知)	衛生水準の確保	遊泳用プールの水質管理	水質検査(遊離残留塩素濃度;毎営業日午前1回・午後2回以上、水素イオン濃度・濁度・過マンガン酸カリウム消費量・大腸菌・一般細菌・総トリハロメタン;月1回以上)	飯田運動公園プール・南信濃海洋センタープール・飯田市営市民プール
温泉法	温泉の適正管理	温泉の衛生管理	温泉成分検査の実施(10年に1回)	ほつ湯アップル
大気汚染防止法	有害大気汚染物質対策の推進	汚泥焼却炉2号炉排ガス	大気検査年2回	松尾浄化管理センター
長野県水環境保全条例	水環境の保全対策の総合的な推進	放流先河川の水質基準は測定しないため、参考として放流水を測定	水質検査年24回	松尾浄化管理センター、川路浄化センター、竜丘浄化センター、和田浄化センター
悪臭防止法	悪臭防止対策の推進	大気、放流水	臭気検査年1回	松尾浄化管理センター、川路浄化センター
ダイオキシン類対策特別処置法	ダイオキシン類による環境の汚染防止	汚泥焼却炉2号炉 ・排ガス ・ばいじん	排ガス・ばいじん年1回	松尾浄化管理センター
松尾自治会より松尾終末処理場内に汚泥焼却炉を建設することに対して示された条件	排ガスの測定は年2回行い、焼却灰については産業廃棄物として処理する	・松尾浄化管理センター 連絡協議会定例会で報告 ・松尾自治振興センター所長へ排ガス測定結果を報告	大気汚染防止法 年2回 ダイオキシン類対策特別処置法 年1回	松尾浄化管理センター
毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物の取り扱い	使用及び保管の状況	適正な保管	松尾浄化管理センター
飯田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第11、12条)	一般廃棄物の手数料	受付、受入、計量、手数料の受領	申請書、手数料150円/10kg	最終処分場
飯田市一般廃棄物最終処分場に関する環境保全協定書	公共用水域及び地下に排出される水質の汚染の防止	放流水の水質管理(最終処分場処理水協定値の順守)	生物化学的酸素要求量(BOD)規制値:60mg/L以下(毎月測定)	最終処分場
自然公園法 長野県立自然公園条例	指定区域内行為の許可・届出	整備工事の施工	指定区域内行為の許可あるいは届出	観光課(天龍峡活性化係 整備工事の実施)
河川法	第24条の規定に基づく占用許可の条件	排水の水質の測定	・毎月実施する ・国土交通省天竜川上流河川事務所へ報告	工業課
長野県地球温暖化防止条例	対象建設工事について環境エネルギー性能計画届出書の提出	公共工事設計及び監督	床面積2,000m ² 以上の建築(新築、増改築、修繕等)	地域計画課
	事業所における地球温暖化対策計画及び計画の実施状況を報告すること。	飯田市役所(教育委員会を除く。)における温室効果ガス排出量の集計及び排出量抑制計画の策定	事業活動温暖化対策計画書兼実施状況等報告書を毎年度7月末までに提出	環境モデル都市推進課
動物の愛護及び管理に関する法律	動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。	動物の管理	年に1回、展示動物の増減を長野県知事に報告	動物園
	動物取扱業登録(5年1回)	馬の飼育、乗馬の提供	・飯田保健所への登録	保健休養施設(沢城湖)
家畜伝染病予防法	県知事への動物数の報告(年1回)	馬の飼育、乗馬の提供	・県知事への動物数の報告	保健休養施設(沢城湖)
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地内土木工事等実施届出	公共工事の設計及び監督	届出	国県リニア事業課
	登録有形文化財の滅失、き損等に関する届出	登録有形文化財の状況に関する届出	滅失、き損(甚大な場合)が発生した場合の文化庁長官に対する届出	旧飯田測候所
	登録有形文化財の現状変更に関する届出	登録有形文化財の現状変更に関する届け出	現状変更(外観の1/4超)をしようとする場合の文化庁長官に対する届出	旧飯田測候所
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	水道水質の適正管理	残留塩素検査 水質検査15項目 水質検査12項目 貯水槽等の清掃	4回/月 1回/半年 1回/年 1回/年	飯田市公民館、鼎公民館 飯田文化会館

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	所管部署等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	室内空気の適正管理	空気環境測定	1回／2月	飯田市公民館、鼎公民館 飯田文化会館
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	室内環境の衛生管理	ねずみ、昆虫生息調査	1回／年	飯田市公民館、鼎公民館
			2回／年	飯田文化会館
		大掃除	1回／年	飯田市公民館、鼎公民館
水道法	水道の管理を適正に実施し、清浄にして豊富低廉な水の供給を図る	水質検査計画の作成及び公表	水質検査計画の作成及び公表(年度当初 1回)	水道全般
	飲料水の適正管理	飲料水水質検査	水質検査の実施(1回／年)	しらびそ高原施設
水道法 同施行令 同施行規則	施設の適正な運転管理	水道の管理に関する、技術上の業務	受託水道業務技術管理者の選任状況、毎年度当初以後は変更時点で確認	妙琴浄水場ほか委託全施設
農薬取締法	農薬の保管管理の徹底及び盗難、紛失の防止	農薬(スミチオン)の管理	農薬の保管庫の管理 農薬の保管量の把握、利用状況の記録	環境課
飯田市環境基本条例	環境の状況、環境計画に基づく施策の状況等に関する年次報告書の作成と、飯田市環境審議会の意見を聞くとともに、これを公表すること	環境の状況の把握、施策実施状況の取りまとめに基づく年次報告書の作成及び環境審議会の開催、公表	・年次報告書の作成 ・環境審議会の開催 ・公表	環境モデル都市推進課
飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例	再生可能エネルギーを活用した持続可能な地域づくりにおいて主導的な役割を担い、市民の地域環境権の行使を支援すること	提案案件に対する助言、認定及び支援	・案件相談(事前相談含む) ・審査会の開催 ・市長による認定 ・協定の締結(協働する事項の決定)	環境モデル都市推進課
大規模地震対策特別措置法	大規模地震に対する防災計画。生命、身体、財産の保護	施設管理	消防計画の届出及び訓練の実施 1回／年又は2回／年	飯田市斎苑
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	非常災害に対する訓練の実施	避難訓練等の実施	避難及び消火訓練を、少なくとも毎月一回実施	北方寮
清掃事業における安全衛生管理要綱	労働者の安全と健康の確保	安全管理体制、保護具、衛生施設の整備、安全衛生教育	保護具、衛生設備の維持管理、ヒヤリハット報告	最終処分場
特定化学物質傷害予防規則(特化則)	第1条:事業者の責務	化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の実施	硫酸(20%)が対象。 漏洩防止措置、作業管理、設備の検査	最終処分場浸出水処理施設(委託)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR)第5条	第1種指定化学物質の排出量及び移動量を把握し環境大臣に届出義務	第1種指定化学物質の対象となる取扱葉品数量の年間監理	年度内6/30までに県水大気環境課への届出	最終処分場浸出水処理施設
計量法第19条	定期検査の受検義務	秤の定期検査	県知事による1回／2年の検定	最終処分場トラックスケール
飯田市環境配慮型製品の認定及び支援に関する要綱	環境配慮型製品の開発、製造及び販売の支援	支援の申し込みに対する審査及び認定	・支援の申し込みを受けて審査を行う ・認定者に支援承諾書を交付する	工業課
21'いいだ環境プラン	地元産物品の販売	地元産物品の販売	域産域消の推進	ほつ湯アップル
飯田市議会関係例規集	飯田市議会の運営に関する条例・規則・規程・内規等	飯田市議会の運営に関する条例・規則・規程・内規等	主として定例会本会議・委員会等での運営等で検証・見直しを行う	市議会事務局
飯田市議会関係先例集	飯田市議会の運営に関する先例	飯田市議会の運営に関する先例	主として定例会本会議・委員会等での運営等で検証・見直しを行う	市議会事務局
労働安全衛生法(第57条の3)	化学物質などによる危険性又は有害性の特定と必要な措置	リスクアセスメントの実施	危険性・有害性の特定、リスクの見積、リスク低減措置の内容検討	林務課
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	各種感染症から、国民の生命・健康を守るために危機管理能力の向上	動物園・子供の森公園の危機管理	発生状況に応じ対応	動物園 子供の森公園
景観法、飯田市景観条例	行為の通知及び景観育成基準への適合	市が行う右欄の行為について、景観育成基準適合のため協議	建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地の形質変更その他の行為で一定規模を超えるもの	地域計画課